

氷見市「地域おこし協力隊」募集要項（第11期生募集）

1 氷見市の概要

氷見市は、富山県の北西部、能登半島の基部に位置し、東は富山湾に面し、南・西・北の三方は山並みが走り、晴れた日には富山湾に浮かぶようにそびえる立山連峰の雄大なパノラマが展望できる風光明媚な地域となっています。



「氷見の持続可能な定置網漁業」が日本農業遺産に認定され、SDGS未来都市にも選定された豊かな自然を活かし、氷見漁港では、冬の「ひみ寒ぶり」をはじめとして、四季折々に多種多様な魚が水揚げされ、中山間地域では、氷見牛やブドウから醸造されるワインをはじめ、ハトムギや稲積梅、マコモタケ、灘浦ミカンなどの里山の幸にも恵まれています。他にも、里山林から切り出された「ひみ里山杉」は建築材として広く使用されるなど、地域に根差した農林水産業が営まれています。

また、毎年、春の全国中学生ハンドボール大会を開催するなど、ハンドボールの聖地としてスポーツも盛んにおこなわれ、また、藤子不二雄[®]先生の作品モニュメント等の「まんがロード」や地域で受け継がれてきた獅子舞、芸術文化館を核とした活動など、芸術文化の振興にも力を入れています。

そうした中、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、地域の持続性の確保や地域産業の維持・拡大が本市の課題となっています。地域の特色を活かしながら、農林水産業や観光をはじめとした恵まれた地域資源を活用した地域おこしや地域の活性化が求められています。

2 氷見市の協力隊について

本市では、平成27年度に初めて地域おこし協力隊5名を採用し、今年度で11年目を迎えています。現在は隊員5名が農業や移住定住促進などの分野で活躍中であり、累計では32名が任期を終え、6割以上の方に引き続き本市に住んでいただいております。支援体制も整えており、慣れない日々の生活や協力隊活動に関する悩みなどの相談に協力隊OBが対応し、隊員のメンタルサポートを図るほか、起業に向けたアドバイスを行っています。

3 募集人員

地域おこし協力隊を次のテーマごとに1名を募集します。

4 募集テーマ

- (1) コミュニティの再構築と、稼ぐ地域づくりへの転換をめざして「速川農村活性化プランナー」
- (2) ねぎ以外の可能性を！「やりがいがある農業」を一緒に見つけませんか？「柳田地区農業推進員」
- (3) 地域と連携した新たな教育の可能性を探究しませんか？「教育魅力化事業サポーター」

※各募集テーマの任務内容については、別紙をそれぞれご参照ください。

また、共通の任務内容として、

- ・年間計画、月報等の書類作成
- ・月1回程度の合同MTGへの参加
- ・県や総務省が主催する地域おこし協力隊を対象とした研修会や交流会への出席
- ・各種協力隊活動報告、PRイベントへの参加（資料作成）

などがあります。

5 募集対象

- (1) 氷見市外（条件不利地域※を除く場所）にお住まいで、着任後に住民票を氷見市に異動させることが可能な方

※募集対象外となる条件不利地域は次の法律に基づく地域のことを指します。

- ①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく区域
- ②山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づく区域
- ③離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく区域
- ④半島振興法（昭和60年法律第63号）に基づく区域
- ⑤奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく市町村
- ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）に基づく市町村
- ⑦沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づく市町村

○現在の住所（住民票の場所）が対象外となる条件不利地域に該当するかの確認方法

「地域おこし協力隊ナビ（地域おこし協力隊制度ポータルサイト）」内の「通知・資料」より、「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」を参照し、お住いの市町村の行の「地域要件区分」を確認ください。

- ・「3大都市圏内全部条件不利地域」「3大都市圏外全部条件不利地域」の場合は応募できません。
- ・「3大都市圏内一部条件不利地域」「3大都市圏外一部条件不利地域」の場合は詳細な住所の確認が必要となるため当市に一度お問い合わせください。
- ・それ以外の場合は、条件不利地域に該当しないため応募可能です。

- (2) 地域住民や団体等と協力・協調しながら、地域を活性化するために精力的に活動できる方

- (3) 普通自動車運転免許を取得している方

- (4) パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント）の資料作成ができる方

※業務管理の都合上、Gmailアドレス（Googleアカウント）も準備していただくことになります。

- (5) インターネット、SNS 等を活用して効果的な情報発信ができる方
- (6) 令和8年4月1日現在で、年齢20歳以上の方

6 応募手続き

- (1) 応募受付期間

随時

- (2) 提出書類

- ①氷見市「地域おこし協力隊」応募用紙（第11期生）
- ②住民票

- (3) 提出方法

- ①郵送の場合

【送付先】〒935-8686

富山県氷見市鞍川1060番地

氷見市企画政策部地域振興課

- ②応募フォーム経由の場合

応募フォーム：<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/Mo21RRIj>

7 業務形態・期間

- (1) 業務形態

氷見市と委託契約を締結し、委託料を毎月支払いするため、氷見市との雇用契約はありません。

そのため、社会保険はそれぞれで加入し、また、業務に支障がない範囲で副業を行うことが可能となります。

- (2) 業務期間

1年ずつの更新を原則とし、市と本人双方の合意のもと年度ごとに2回まで更新を行うことができます。（最長3年間）

業務開始日は令和8年4月1日以降となり、詳細は協議して決定します。（年度途中から業務開始した場合は、3回までの更新となり、最長3年間の業務となるようにします。）

8 業務条件

- (1) 委託料、業務日数

委託料の額は日額13,000円とし、業務日数は年間252日を上限とします。（目安として月21日の12ヶ月分、年間委託料の上限額は327万6千円）

年度途中の採用、辞任の場合は、その年度の業務期間に応じて上限を減額します。

- (2) 業務時間

午前8時30分から午後5時15分でその内、休憩1時間を設けることを基本としますが、業務開始時間は協議して変更することも可能となります。（夜間や土日等の業務も業務時間として協議して変更可能）

- (3) 活動支援

①住居家賃や活動用の車両賃借料、燃料費、地域おこし活動費（研修費、旅費及びその他活動に要する経費）は、氷見市地域おこし協力隊活動費助成金で助成します。1年間の上限額は192万円とし、任期期間中に支出したものが対象となります。年度途中の採用、辞任の場合は業務期間に応じて上限を減額します。

※住居家賃は月額5万円までとし、敷金・礼金も含まれます。ただし、敷金については退去時又は任期終了時に精算が必要となります。

②起業に要する経費について、氷見市地域おこし協力隊起業支援補助金として補助します。上限額は100万円とし、任期2年目以降から任期終了後1年以内において1回に限りとなります。

9 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考の上、選考結果を文書で通知します。

(2) 第2次選考

面接選考を氷見市にて実施します。なお、面接選考前に各テーマの現地見学を行います。氷見市までの交通費等は自己負担となります。

※詳細は第1次選考の合格者に書面にてご案内します。

(3) 氷見市地域おこし協力隊員の決定

第2次選考の結果を、第2次選考参加者全員へ文書で通知します。

※合格後、説明会を開催し、赴任後の住まいの確保や生活相談の支援を行います。

10 オンライン相談会と現地見学ツアー

協力隊への応募を検討されている方向けに、

- ・担当職員等に質問ができる「オンライン相談会」
- ・任務内容に関係が深い場所を見学し、受入先の方に質問できる「現地見学ツアー」も開催しております。

ご興味がある方は下記フォームからご連絡ください。

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/PdYJMsuP>

11 お問い合わせ先

〒935-8686

富山県氷見市鞍川1060番地

氷見市企画政策部地域振興課

TEL 0766-74-8013 FAX 0766-74-8255

電子メール chiikishinkou@city.himi.lg.jp